

申告書の書き方

I. まず、住所・氏名・職業・電話番号・個人番号(マイナンバー)等を記入してください。

II. 次に所得金額の計算です。

⑥ 給与所得

給与収入金額【カ】を以下の表にあてはめて計算した金額が給与所得金額【⑥】になります。

【カ】(給与収入の合計額)	【⑥】給与所得金額	
～550,999円	0円	
551,000～1,618,999円	【カ】－550,000円	
1,619,000～1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000～1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000～1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000～1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000～1,799,999円	【カ】÷4 (千円未満の端数切捨て)	A×2.4＋100,000円
1,800,000～3,599,999円		A×2.8－80,000円
3,600,000～6,599,999円	↓ A	A×3.2－440,000円
6,600,000～8,499,999円	【カ】×0.9－1,100,000円	
8,500,000円～	【カ】－1,950,000円	

- ※ 【カ】の欄には、税金やその他の控除を差引く前の金額を記入します。
- ※ 日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票の無い人は申告書裏面「6 給与所得の内訳」欄に月ごとの収入金額等を記入し、【カ】欄にはその合計額を記入してください。
- ※ 給与収入金額が850万円超で、以下(1)～(3)のいずれかを満たす場合は所得金額調整控除を給与所得の金額から差し引く。
(1)特別障害者に該当する (2)22歳以下の扶養親族を有する
(3)特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する
所得金額調整控除・・・(給与収入金額－850万円)×0.1
なお、給与収入金額が1,000万円を超える場合は、1,000万円として計算する。

不明な点については、税務担当までおたずねください。

令和7年度 市民税・県民税(国民健康保険税)申告書

整理番号

大仙市長 あて 現住所 業種又は職業

(受付印) 1月1日現在の住所 電話番号

提出年月日 フリガナ 個人番号

年 月 日 氏名 世帯主の氏名

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険の種類 支払った保険料

⑬ 社会保険料除 ⑮ 生命保険料除 ⑯ 地震保険料除

⑰ 寡婦控除 ⑱ ひとり親控除 ⑲ 勤労学生控除

⑳ 障害者控除

㉑ 配偶者特別控除 ㉒ 配偶者(特別)控除

㉓ 扶養控除

16歳未満の扶養親族

1 氏名 生年月日 同居・別居の区分 控除額

2 氏名 生年月日 同居・別居の区分 控除額

3 氏名 生年月日 同居・別居の区分 控除額

4 氏名 生年月日 同居・別居の区分 控除額

1 氏名 生年月日 同居・別居の区分 控除額

2 氏名 生年月日 同居・別居の区分 控除額

3 氏名 生年月日 同居・別居の区分 控除額

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、扶養控除額の合計

⑳ 雑損控除

㉑ 医療費控除

1 雑損の原因 損害年月日 損害を受けた資産の種類

2 損害金額 保険金などで補填される金額 差引損失額のうち災害関連支出

3 支払った医療費等 保険金などで補填

べつかかった方、非課税

1 収入金額等 雑所得金額

2 所得金額

3 給与・公的年金等

4 所得から差し引かれる金額

5 給与・公的年金等

確定申告書を税務署に提出する方は、この申告書を提出する必

⑦ 公的年金等の雑所得金額(0円未満となる場合は0円)

公的年金は雑所得となります。公的年金等収入金額【キ】を以下の表にあてはめた金額を雑所得【⑦】に記入します。ただし、公的年金等以外の雑所得がある場合は、これらの合計額を雑所得【⑩】に記入します。

	【キ】(公的年金等の収入金額の合計額)の金額	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
昭和三十一年一月二日以後に生まれた方	1,300,000円未満	【キ】 －600,000円	【キ】 －500,000円	【キ】 －400,000円
	1,300,000～4,099,999円	【キ】×0.75 －275,000円	【キ】×0.75 －175,000円	【キ】×0.75 －75,000円
	4,100,000～7,699,999円	【キ】×0.85 －685,000円	【キ】×0.85 －585,000円	【キ】×0.85 －485,000円
	7,700,000～9,999,999円	【キ】×0.95 －1,455,000円	【キ】×0.95 －1,355,000円	【キ】×0.95 －1,255,000円
昭和三十一年一月一日以前に生まれた方	10,000,000円以上	【キ】 －1,955,000円	【キ】 －1,855,000円	【キ】 －1,755,000円
	3,300,000円未満	【キ】 －1,100,000円	【キ】 －1,000,000円	【キ】 －900,000円
	3,300,000～4,099,999円	【キ】×0.75 －275,000円	【キ】×0.75 －175,000円	【キ】×0.75 －75,000円
	4,100,000～7,699,999円	【キ】×0.85 －685,000円	【キ】×0.85 －585,000円	【キ】×0.85 －485,000円
	7,700,000～9,999,999円	【キ】×0.95 －1,455,000円	【キ】×0.95 －1,355,000円	【キ】×0.95 －1,255,000円
	10,000,000円以上	【キ】 －1,955,000円	【キ】 －1,855,000円	【キ】 －1,755,000円

- ※ 【キ】の欄には、税金やその他の控除を差引く前の金額を記入します。
- ※ 【ク】、【ケ】公的年金等以外の雑所得がある場合は、申告書裏面の「8 配当所得・雑所得(公的年金等以外)に関する事項」欄に収入金額・必要経費等を記入し、収入金額の合計額を【ク】、【ケ】に、収入金額から必要経費を差引いた金額を上記で計算した公的年金等の所得金額と合算して【⑩】に記入してください。
- 給与所得及び公的年金雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合、所得調整控除として給与所得の金額から差し引く
所得金額調整控除＝給与所得(10万円を超える場合は10万円)＋公的年金等に対する雑所得(10万円を超える場合は10万円)－10万円

⑪ 一時所得

一時所得の金額は次のとおり計算します。

A	一時所得の合計収入金額	円	
B	収入を得るために支出した金額	円	
C	A－B (差引金額)	円	(赤字の時は0円)
D	特別控除額 (最高限度額50万円)	円	Cの金額が50万円未満の場合はCの金額を限度額とします。
E	C－D	円	【シ】に記入
F	E×1/2	円	【⑪】に記入